

最高裁判一第001833号

平成20年12月26日

改正 平成24年1月6日刑一第000011号

平成26年11月28日刑一第368号

平成29年12月15日刑一第1580号

平成30年11月29日刑一第1547号

令和5年11月28日刑一第376号

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 小川正持

検察審査会関係の統計報告について（通達）

標記の統計報告について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 統計表の様式等

統計表の種類、表番号、名称及び様式は、次の表のとおりとする。

種類	表番号	名称	様式
月報	第1表	審査・建議勧告事件月報	別紙様式第1
年報	第2表	既済事件手続別年報	別紙様式第2
	第3表	既済事件内容別年報	別紙様式第3
	第4表	起訴相当事件等事後措置年報	別紙様式第4
	第5表	審査事件罪名別新受・既済年報	別紙様式第5
	第6表	会議実施状況等年報	別紙様式第6

第2 統計表の作成等

1 統計表の作成基準日等は、次のとおりとする。

- (1) 月報は、各月の末日を基準とし、各月ごとに作成する。
- (2) 年報は、12月31日を基準とし、各司法年度ごとに作成する。

2 統計表の作成要領は、別紙のとおりとする。

なお、計上すべき事項がない場合にも、当該統計表の様式を用いてその旨を報告する。

3 報告の方法は、次のとおりとする。

(1) 地裁支部所在地検審

地方裁判所支部の所在地にある検察審査会並びに東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡の地方裁判所の所在地にある検察審査会（第一検察審査会を除く。以下「地裁支部所在地検審」という。）は、次の方法により報告する。

ア 1及び2の定めにより統計表を作成する。

イ アの統計表を地方裁判所の所在地にある検察審査会（東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあつては、第一検察審査会。以下「地裁所在地検審」という。）宛てに送付する。

(2) 地裁所在地検審

地裁所在地検審は、次の方法により報告する。

ア 自庁について、1及び2の定めにより統計表を作成する。

イ 表番号ごとに自庁及び当該地方裁判所管内にある地裁支部所在地検審が作成した統計表に基づき、別紙様式第1から別紙様式第6までの様式を用いて管内集計表を作成する。

ウ イの管内集計表及び統計表を刑事局宛てに送付する（送付書不要）。

なお、当該地裁所在地検審の所在地にある地方裁判所には、同様の方法で別途写しを送付する。

4 統計表の送付期日は、次の表のとおりとする。

区分 表番号	地裁支部所在地検審	地裁所在地検審
	地裁所在地検審への送付期日	刑事局への送付期日
第1表	翌月10日	翌月15日
第2表	翌年1月10日	翌年1月15日
第3表	同上	同上
第4表	同上	同上
第5表	同上	同上
第6表	同上	同上

第3 統計上の計算方法

1 審査事件

被疑者の数により計上する。ただし、同一の被疑者に対して、時期を異にして、複数の申立て又は複数の職権審査開始の議決若しくは複数の検察審査会法（昭和23年法律第147号。以下「法」という。）第41条の2の規定による審査開始がされた場合には、その数に応ずる人員数があるものとして計上する。

2 建議勸告事件

建議及び勸告の議決の数により計上する。

付 記

- 1 この通達は、平成21年1月1日から実施する。
- 2 平成6年11月17日付け最高裁刑一第312号刑事局長通達「検察審査会関係統計報告書の様式等について」は、平成20年12月31日限り、廃止する。
- 3 平成20年12月分及び同年分の報告については、なお従前の例による。

付 記 (平 2 4 . 1 . 6 刑 一 第 0 0 0 0 1 1 号)

- 1 この通達は、平成 2 4 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成 2 3 年 1 2 月分の審査事件票の作成及び報告については、なお従前の例による。

付 記 (平 2 6 . 1 1 . 2 8 刑 一 第 3 6 8 号)

- 1 この通達は、平成 2 7 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 平成 2 6 年 1 2 月分の審査・建議勸告事件月報及び審査事件票の作成及び報告については、なお従前の例による。

付 記 (平 2 9 . 1 2 . 1 5 刑 一 第 1 5 8 0 号)

この通達は、平成 3 0 年 1 月 1 日から実施する。

付 記 (平 3 0 . 1 1 . 2 9 刑 一 第 1 5 4 7 号)

- 1 この通達は、平成 3 1 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 平成 3 0 年 1 2 月分及び同年分の報告については、なお従前の例による。

付 記 (令 5 . 1 1 . 2 8 刑 一 第 3 7 6 号)

この通達は、令和 6 年 1 月 1 日から実施する。

(別紙)

統計表作成要領

1 第1表について

(1) 審査事件（法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含む。5の(1)を除き、以下同じ。）及び建議勧告事件について、毎月末日現在におけるその月分の受理状況、既済状況等を記載する。

(2) 「受理人員」の「旧受」欄

前月分の「未済人員」欄の数を記入する。

(3) 「既済人員」欄

ア 事件の全部が終局し、最後の議決（法第41条の2の規定による審査を開始した事件の議決を除く。）をした場合には、その終局的議決の趣旨の別に従って記入する。同一被疑者の異なった二つ以上の被疑事実が1人（1件）として審査の対象となっている場合において、二つ以上の終局的議決があったときは、最後の議決をしたときをもって終局とし、1人として計上する。

イ アの場合において、二つ以上の議決がその趣旨を異にするときは、議決の先後にかかわらず、常に上位の欄に記入する。例えば、起訴相当の議決とその他の趣旨の議決とがある場合には、「起訴相当」欄のみに記入する。

ウ 被疑者複数（数件）の事件が一つの議決で終局した場合には、当該議決欄に被疑者の数を記入する。例えば、被疑者2人（2件）の事件が一つの起訴相当の議決をもって終局した場合には、「起訴相当」欄に2人として記入する。

なお、被疑者ごとに議決の趣旨が異なる場合には、各議決欄に、その対象となった被疑者の数を記入する。

(4) 「第2段階の審査」欄

ア 「審査開始」欄

法第41条の2の規定による審査を開始した場合には、その人員を記入す

る。

イ 「起訴議決」欄、「起訴議決に至らず」欄及び「その他」欄

(ア) 法第41条の6第1項の議決がされた場合には「起訴議決」欄に、同条第3項の議決がされた場合には「起訴議決に至らず」欄に、それぞれその人員を記入する。法第41条の3の規定による場合その他の事由により終局した場合には、「その他」欄にその人員を記入する。

(イ) 同一被疑者の異なった二つ以上の被疑事実が1人(1件)として審査の対象となっている場合において、二つ以上の議決がその趣旨を異にするときは、議決の先後にかかわらず、常に上位の欄に記入する。例えば、起訴議決とその他の趣旨の議決とがある場合には、「起訴議決」欄のみに記入する。

(ウ) 被疑者複数(数件)の事件が一つの議決で終局した場合には、当該議決欄に被疑者の数を記入する。例えば、被疑者2人(2件)の事件について一つの起訴議決がされた場合には、「起訴議決」欄に2人として記入する。

なお、被疑者ごとに議決の趣旨が異なる場合には、各議決欄に、その対象となった被疑者の数を記入する。

ウ 「審査中」欄

法第41条の2の規定による審査を開始した事件が係属中である場合には、その人員を記入する。

(5) 「建議勸告件数」欄

建議及び勸告の議決の数を記入する。

2 第2表について

(1) 審査事件について、当該司法年度における既済事件の議決結果及び審査状況並びに未済事件の審査期間等を記載する。

(2) 「既済人員」欄

当該司法年度に終局した審査事件について、次の要領で計上し、記入する。

ア 「議決結果」欄

「起訴相当」欄、「不起訴不当」欄、「不起訴相当」の「小計」欄、「審査打切り」の「小計」欄、「申立却下」の「小計」欄、「移送」欄及び「合計」欄には、第1表の「既済人員」欄において計上した被疑者の累計を記入する。

なお、「不起訴相当」、「審査打切り」及び「申立却下」の各欄については、議決の理由の内訳を計上する。

イ 「審査状況」の「審査期間」欄

各審査事件の受理の日から終局の日までの期間（法第2条第3項及び第41条の2の規定による審査を開始した事件については、審査を開始した日から終局の日までの期間）について、各欄に該当する被疑者の数を記入する。同一被疑者の異なった二つ以上の被疑事実が1人（1件）として審査の対象となっている場合において、二つ以上の終局的議決があったときは、最後の議決をしたときをもって終局とし、1人として計上する。

ウ 「審査状況」の「会議回数」欄

各審査事件で開催した法第21条の規定による審査会議の回数について、各欄に該当する被疑者の数を記入する。同一被疑者の異なった二つ以上の被疑事実が1人（1件）として審査の対象となっている場合において、二つ以上の終局的議決があったときは、最後の議決をしたときをもって終局とし、1人として計上する。

エ 「審査状況」の「証人尋問等の実施」欄

審査事件について、証人尋問等を実施した場合には、各欄に該当する被疑者の数を記入する。例えば、被疑者1人の事件について、検察官2人の意見聴取及び証人3人の尋問を実施した場合には、「検察官」及び「証人」の各欄に1人として記入する。

オ 「審査状況」の「審査補助員」欄

審査事件について、審査補助員を委嘱した場合には、各欄に該当する被疑者の数を計上する。

なお、「起訴相当」、「不起訴不当」、「不起訴相当」及び「その他（審査打切り、申立却下、移送）」の終局的議決別の計上及び記入の方法等は、1の(3)の例による。

(3) 「未済人員」欄

作成基準日現在において終局していない審査事件は、受理の日から作成基準日までの期間（法第2条第3項及び第41条の2の規定による審査を開始した事件については、審査を開始した日から作成基準日までの期間）について、各欄に該当する被疑者の数を記入する。「審査期間」が「1年を超えるもの」については、「備考」欄に原因の区分に従って、審査期間及びその人員を記入する。

3 第3表について

「起訴相当」、「不起訴不当」及び「不起訴相当」の各欄には、第1表の「既済人員」欄において「起訴相当」、「不起訴不当」及び「不起訴相当」と計上した被疑者の累計について、原不起訴処分の理由別にその人員を記入する。

4 第4表について

(1) 起訴相当又は不起訴不当の議決があった事件について、当該司法年度に検察庁が執った事後措置及び公訴提起がされた事件（指定弁護士により公訴提起がされた事件を含む。）の第一審裁判所における裁判の結果等を原不起訴処分の理由別に記載する。

(2) 「検察庁」の「受理人員」欄

ア 「旧受」欄には、前年度分の「未済人員」欄の数を記入する。

イ 「新受」欄には、検事正に起訴相当又は不起訴不当の議決書謄本を送付した人員を記入する。

(3) 「検察庁」の「処理人員」欄

ア 「公訴提起」欄には、起訴相当又は不起訴不当の議決があった事件について、検察官が公訴提起をした人員（指定弁護士が公訴提起をした人員を除く。）を記入する。例えば、同一被疑者に対する二つの起訴相当事件が併合され、一つの公訴提起がされたときは、2人として記入する。また、同一被疑者に対する一つの起訴相当事件が分離され、二つ以上の公訴提起がされたときは、1人として記入する。

イ 「不起訴維持」の各欄には、起訴相当又は不起訴不当の議決があった事件について、検察官が不起訴処分を維持した人員をその理由別に記入する。

ウ 同一被疑者に対する一つの起訴相当事件について、検察官が公訴提起及び不起訴維持の処分をした場合には、公訴提起1人として記入する。また、二つ以上の不起訴維持の処分をした場合には、不起訴維持1人とし、この場合において、不起訴維持の理由がそれぞれ異なるときは、常に上位の欄に記入する。例えば、不起訴維持の理由として「起訴猶予」と「嫌疑なし」とがある場合には、「起訴猶予」欄のみに記入する。

エ 「不起訴維持」の「その他」欄に記入した場合には、不起訴維持の理由を「備考」欄に具体的に記入する。

(4) 「起訴議決」欄

法第41条の6第1項の議決がされた場合には、その人員を記入する。

(5) 「裁判」欄

ア 起訴相当又は不起訴不当の議決後に公訴提起がされた事件（指定弁護士により公訴提起がされた事件を含む。）について、第一審裁判所の裁判の結果を記入する。

イ 「有罪人員」欄

(ア) 有罪が言い渡された場合（執行猶予の言渡しがあった場合を含む。）には、その人員を記入する。

(イ) 検察審査会では1件（1人）として取り扱われた被疑事件について、一

一つの判決で二つ以上の刑が言い渡された場合には、重い刑に従って記入し、同一の刑が言い渡された場合には、そのいずれか一つに従って記入する。主文に二つ以上の罰金がある場合には、各罰金を合算することなく、そのうち最多額のものにより、金額が同じ場合には、そのいずれか一つに従って記入する。また、有罪及び無罪等（免訴、公訴棄却等有罪以外の終局裁判の全てを含む。以下(イ)において同じ。）が言い渡された場合には、有罪の刑に従って記入する。検察審査会では数件（数人）として取り扱われた被疑事件について、一つの判決で二つ以上の有罪又は有罪及び無罪等が言い渡された場合には、計上（立件）した人員ごとに記入する。

(ウ) 「自由刑」の「3年以上」欄又は「罰金」の「50万円を超えるもの」欄に記入した場合には、具体的な刑期又は罰金額を「備考」欄に記入する。

ウ 「無罪等」欄

無罪のほか、免訴、公訴棄却等有罪以外の終局裁判があった場合には、その人員を記入する。有罪及び無罪以外の終局裁判があった場合には、その内容を「備考」欄に記入する。

エ 「同一被告人に対する事件の併合」欄

検察審査会では数人（数件）として取り扱われた同一被告人に対する事件を裁判所が併合審理した結果一つの裁判で処理した場合には、その延べ人員を知るため、その差を記入する。例えば、検察審査会で起訴相当の議決がされた同一被疑者に対する3人（3件）の審査事件が裁判所において併合審理され一つの有罪判決の言渡しがあった場合には、「有罪人員」欄には1人と記入し、「同一被告人に対する事件の併合」欄には2人と記入する。

5 第5表について

- (1) 審査事件（法第41条の2の規定による審査を開始した事件を除く。）について、当該司法年度における新受及び既済の事件の罪名別の人員等を記載する。
- (2) 被疑者1人（1件）について、二つ以上の罪名がある場合には、最も重い法

定刑の罪名に従って記入し、さらに、法定刑が同一の場合には、最も上位の欄にある一つの罪名に従って記入する。

- (3) 未遂罪又は教唆犯若しくは従犯は、それぞれ既遂罪又は正犯の罪名による。
- (4) 罪名は、新受及び既済とも審査申立書の罪名（職権審査の場合には、不起訴裁定書の罪名）による。検察審査会の認定した罪名がこれと異なる場合には、「備考」欄にその旨を記入する。

6 第6表について

- (1) 検察審査会議について、当該司法年度における招集回数、審査会議回数、招集人数及び出頭人数を記載する。

(2) 「招集回数」欄

検察審査会事務局が招集手続をした法第15条第1項（会長互選会議）、第21条第1項（定例会議）及び同条第2項（臨時会議）に基づく検察審査会議（会議期日が当該司法年度に含まれるものに限る。）の回数を記入する。同一期日に会長互選会議、定例会議又は臨時会議のうち2以上の種類の会議を開催するとして招集手続をした場合であっても1回として計上する。例えば、会長互選会議に引き続き臨時会議を開催するとした場合には、1回として計上する。

(3) 「審査会議回数」欄

法第15条第1項（会長互選会議）、第21条第1項（定例会議）及び同条第2項（臨時会議）に基づいて開催された全ての検察審査会議の回数を記入する。同一期日に会長互選会議、定例会議又は臨時会議のうち2以上の種類の会議が開催された場合であっても1回として計上する。例えば、会長互選会議に引き続き臨時会議が開催された場合には、1回として計上する。

(4) 「招集人数」欄

検察審査会事務局が招集手続をした検察審査員及び補充員の延べ人数を記入する。

(5) 「出頭人数」欄

出頭した検察審査員及び補充員（出頭したが流会になった場合を含む。）の
延べ人数を記入する。

(別紙様式第1)

審査・建議勧告事件月報

第1表 令和 年 月分

地裁管内
検察審査会

処理区分	受 理 人 員					既 済 人 員						未 済 人 員	第 2 段 階 の 審 査					建 議 勧 告 件 数	
	旧 受	新 受				起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当	審 査 打 切 り	申 立 却 下	移 送		合 計	審 査 開 始	起 訴 議 決	起 に 訴 至 議 ら 決 ず	そ の 他		審 査 中
		申 立 て	職 権	移 送	計														
当月																			
1月からの累計																			
備 考																			

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「合計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に()を付し、内数として計上する。

(別紙様式第3)

既済事件内容別年報

第3表 令和 年

地裁管内
検察審査会

		議決区分		
		起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当
原不起訴 処分理由	起訴猶予			
	嫌疑不十分			
	嫌疑なし			
	罪とならず			
	その他			

(最刑一)

(別紙様式第4)

第4表

令和 年 起訴相当事件等事後措置年報

地裁管内
検察審査会

原不起訴処分 の理由による区分	検 察 庁										起 訴 議 決	裁 判											無 罪 等	同 一 被 事 告 件 人 の に 併 対	総 計							
	受理人員			処 理 人 員						未 済 人 員		有 罪 人 員																				
	旧	新	合	公 訴 提	不 起 訴 維 持							合	自 由 刑						罰 金			刑 の 免 除				合 計						
					起 訴 猶 予	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他				小 計	六 月 未 満	六 月 以 上	一 年 以 上	二 年 以 上	三 年 以 上	小 計	一 万 円 以 下	五 万 円 以 下						十 万 円 以 下	十 五 万 円 以 下	三 十 万 円 以 下	五 十 万 円 以 下	五 十 万 円 以 上 を 超 え る も の	小 計
起訴猶予																																
嫌疑不十分																																
嫌疑なし																																
罪とならず																																
その他																																
計																																
備考																																

(注) 1 職務審査事件であったものについては、()を付し、内数として計上する。
 2 全部執行猶予の言渡しがあった場合には、有罪人員の該当欄に、[]を付し、一部執行猶予の言渡しがあった場合には、同欄に《 》を付し、それぞれ内数として計上する。

(別紙様式第5)

第5表

審査事件罪名別新受・既済年報

地裁管内

令和 年

檢察審査会

刑 法 犯										特 別 法 犯			
符号	罪名	条項	人員		符号	罪名	条項	人員		罪名	条項	人員	
			新受	既済				新受	既済			新受	既済
1	公務執行妨害、職務強要	95条			21	業務上過失致死傷	211条1項前段			公 職 選 挙 法			
2	封、印等破棄	96条			22	重過失致死傷	211条1項後段			道 路 交 通 法			
3	強制執行妨害、競売等妨害	96条の2、3			23	逮捕及び監禁、同致死傷	220、221条			地 方 自 治 法			
4	証拠隠滅等	103、104条 105条の2			24	脅迫、強要	222、223条			地 方 公 務 員 法			
5	放 火	108～114条			25	名誉毀損、侮辱	230、231条			労 働 基 準 法			
6	失 火	116、117条の2			26	信用毀損及び業務妨害	233～234条の2			労 働 安 全 衛 生 法			
7	往来妨害及び同致死傷等	124～129条			27	窃 盗	235、243条			暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律			
8	住 居 侵 入 等	130、132条			28	不 動 産 侵 奪	235条の2 243条			自 動 車 の 運 転 に よ り 人 を 死 傷 さ せ る 行 為 等 の 処 罰 に 関 す る 法 律			
9	文 書 偽 造	154～161条の2			29	強 盗 、 同 致 死 傷 等	236～241条 243条			う ち 、 危 険 運 転 致 死 傷 等	2条、3条、 6条1項、2項		
10	有 価 証 券 偽 造	162～163条の5			30	詐 欺	246、246条の2 248、250条			う ち 、 過 失 運 転 致 死 傷 アル コ ー ル 等 影 響 発 見 免 脱 等	4条、6条3項		
11	偽 証	169～171条			31	背 任	247、250条			う ち 、 過 失 運 転 致 死 傷 等	5条、6条4項		
12	虚偽告訴等	172条			32	恐 喝	249、250条						
13	不同意わいせつ、不同意性交等、同致死傷等	176、177 179～181条			33	横領、遺失物等横領	252、254条						
14	職権濫用、同致死傷等	193、194条 196条			34	業 務 上 横 領	253条			特 別 法 犯 計			
15	特別公務員暴行陵辱、同致死傷	195、196条			35	盗 品 譲 受 け 等	256条						
16	贈 収 賄	197～197条の4 198条			36	毀 棄 、 隠 匿 等	258～261条 262条の2、263条			合 計			
17	殺人、自殺幇助及び同意殺人	199～203条			37	危 険 運 転 致 死 傷	平成25年法律第66号 による改正前の208条 の2			備 考			
18	傷 害 、 同 致 死	204～206条			38	自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	平成25年法律第66号 による改正前の211条 2項						
19	暴 行	208条			39	そ の 他							
20	過 失 致 死 傷	209、210条				刑 法 犯 計							

(注)

(最刑一)

- 「既済」に記載した数のうち起訴相当及び不起訴不当の議決のあったものの数(合計数)は、[]を付し、内数として計上する。
- 特別法犯の罪名は、違反に係る法令の名称による。
- 職権審査事件については、()を付し、内数として計上する。
- 符号13「不同意わいせつ、不同意性交等、同致死傷等」には、平成29年法律第72号による改正前の「強かん、強かん等致死傷」(177条～179条、181条)及び令和5年法律第66号による改正前の「強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等」(176条～181条)を含む。

(別紙様式第6)

会議実施状況等年報

第6表 令和 年

地裁管内
検察審査会

招集回数	審査会議回数	招集人数	出頭人数

(最刑一)